

# 第63期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2024年3月28日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

**開催場所** 大阪府中央区備後町2丁目5番8号  
綿業会館新館7階大会場

**決議事項**  
第1号議案 取締役9名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に  
対し退職慰労金贈呈の件並び  
に役員退職慰労金制度の廃止  
に伴う打ち切り支給の件

議決権行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後5時45分まで

大和冷機工業株式会社

証券コード：6459



# 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「社会の繁栄に貢献する」、「顧客のニーズに応える」、「社員の生活向上に努める」、「企業の安定成長をはかる」という経営理念を掲げ、業務用冷熱機器の総合メーカーとして快適で安全な食文化に貢献するという基本方針のもと、当社の特性でもある広範囲にわたる取引対象の情報を集約し、戦略的な提案営業の展開を心がけるとともに、全国に効率的な販売・サービス体制を整え、ユーザーが安心して当社の製品を使用し、迅速なメンテナンスサービスを楽しむ環境を一層整備してまいります。

また、全国のユーザーのニーズに応えるため、社員教育の充実を図り、地域密着型の直販体制とより細やかなサービス体制で「ユーザーの顔が見える」(Face to Face) 営業サービスを推進するとともに、営業需要の創造並びにユーザーと社会のニーズに沿った高付加価値製品の開発を図りながらユーザーの信頼を得て事業の拡大を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

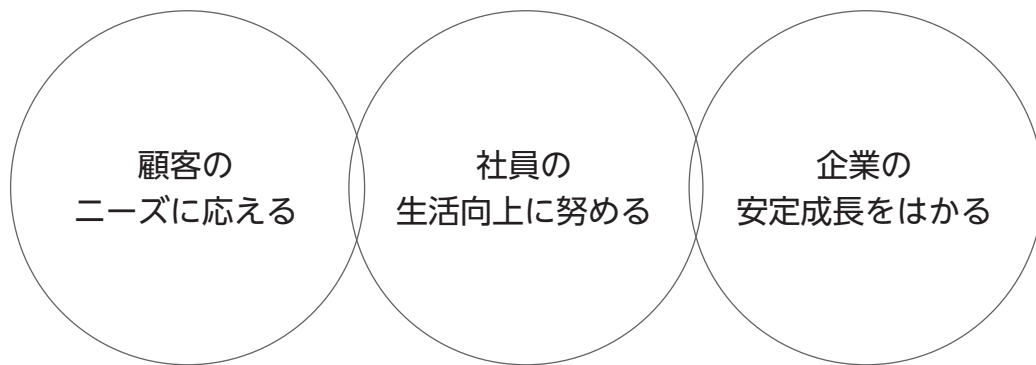
代表取締役社長 尾崎 敦史

## 会社の理念・方針

---

### 経営理念

「社会の繁栄に貢献する」



### 基本方針

創造し、計画し、確実に実行する経営

#### 社訓

「至 誠」 誠の心と強固な意志をもって社業に精励する

「協 調」 連帯感の上に築き上げる共存共栄の精神

「創 造」 常に新しい技術の開発と業務の改善に努力する

当社は経営理念を通じ、市場・人材・資本の蓄積に努め、経営基盤の拡充を図り、企業の発展生成により社会の繁栄に貢献することとして位置付け、業務用冷熱機器の総合メーカーとして、快適で安全な食文化に貢献することを基本方針としております。また、当社社訓において、経営理念を実践するための役員及び従業員の心構えを定めております。

# 招集ご通知

---

(証券コード6459)  
2024年3月6日

株 主 各 位

大阪市天王寺区小橋町3番13号

**大和冷機工業株式会社**

代表取締役社長 尾崎 敦史

## 第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表し、被災された皆様、並びにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第63期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.drk.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目5番8号  
綿業会館新館7階大会場

開催場所が利用できなくなる場合には、変更場所（開始時刻を変更する場合は変更後の開始時刻）等を当社ウェブサイト（<http://www.drk.co.jp>）にてご案内をいたします。株主総会当日に、ご来場予定の株主様は、あらかじめご確認ください。

## 3. 目的事項

**報告事項** 第63期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第1号議案** 取締役9名選任の件

**第2号議案** 監査役1名選任の件

**第3号議案** 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  
並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

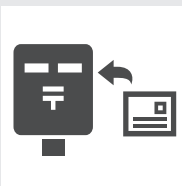


### 株主総会にご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 開催日時

2024年3月28日（木曜日）午前10時



### 書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後5時45分まで



### インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2024年3月27日（水曜日）午後5時45分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

## 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

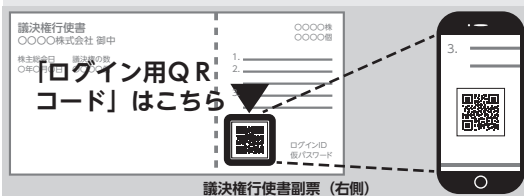
## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2024年3月27日（水曜日）午後5時45分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

**入力後、「ログイン」をクリック**

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

## 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	お ぎき あつ し 尾 崎 敦 史 再任	代表取締役社長	12回／12回
2	お ぎき まさ ひろ 尾 崎 雅 広 再任	取締役副社長	12回／12回
3	すぎ た とし ひろ 杉 田 壽 宏 再任	専務取締役	12回／12回
4	く どう てつ ろう 工 藤 哲 郎 再任	取締役	12回／12回
5	すい どう よし ひろ 出 納 美 宏 再任	社外取締役 独立役員	11回／12回
6	そえ だ ち なつ 添 田 千 夏 再任	社外取締役 独立役員	12回／12回
7	たお だ あき ひろ 峠 田 晃 宏 再任	社外取締役 独立役員	11回／11回※
8	なか にし み さと 中 西 美 里 再任	社外取締役 独立役員	11回／11回※
9	ふる や えい じ 古 谷 英 司 新任	社外取締役 独立役員	—

※候補者の峠田晃宏、中西美里の両氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、第63期事業年度の取締役会への出席状況は就任後に開催された取締役会の回数を記載しております。



候補者  
番号

1

お 尾 ざき 崎 あつ 敦 し 史 (1970年3月12日生)

再任

## 【略歴、地位及び担当】

1994年 3 月 当社入社  
 2000年 7 月 当社社長室長  
 2001年 3 月 当社取締役  
 2001年 8 月 当社取締役副社長  
 2002年 3 月 当社代表取締役社長（現任）  
 2008年 3 月 当社社長執行役員（現任）

当事業年度の取締役会  
 への出席状況  
 12回／12回

所有する当社株式数  
 3,764,637株

## 取締役候補者とした理由

当社入社以来、当社業務全般に携わり職務を適切に遂行し、2001年3月の取締役就任及び2002年3月の代表取締役就任以来、経営者として当社業務全般を熟知するとともに、経営者としての豊富な知識と経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

お 尾 ざき 崎 まさ ひろ 雅 広 (1973年1月23日生)

再任

## 【略歴、地位及び担当】

1999年 3 月 当社入社  
 2001年 8 月 当社社長室長  
 2002年 3 月 当社取締役  
 2007年 2 月 当社直販営業戦略統括本部長  
 2008年 3 月 当社取締役退任  
                   当社執行役員  
 2008年 5 月 当社社長室長  
 2013年 3 月 当社取締役  
 2016年 6 月 当社管理担当  
 2022年 3 月 当社取締役副社長（現任）  
 2022年 3 月 当社副社長執行役員（現任）

当事業年度の取締役会  
 への出席状況  
 12回／12回

所有する当社株式数  
 2,301,637株

## 取締役候補者とした理由

当社入社以来、職務を適切に遂行して、管理部門、技術部門を歴任し、豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2002年3月の取締役就任以来、当社管理部門における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

すぎ  
杉 田 とし  
と 寿 ひろ  
宏

(1954年6月17日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1981年9月 当社入社  
2005年3月 当社取締役  
2007年3月 当社常務取締役  
2007年11月 当社直販担当  
2008年3月 当社常務執行役員  
2014年3月 当社専務取締役（現任）  
当社専務執行役員（現任）  
2014年12月 当社営業担当  
2016年4月 当社法人担当  
2019年2月 当社営業企画担当

当事業年度の取締役会  
への出席状況

12回／12回

所有する当社株式数

13,385株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務において職務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験に加え、当社業務全般を熟知するとともに、2005年3月の取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

く どう てつ ろう  
工 藤 哲 郎

(1950年1月8日生)

再任

【略歴、地位及び担当】

1976年10月 当社入社  
1984年11月 当社取締役  
2006年3月 当社常勤監査役  
2006年11月 当社監査役辞任  
2008年3月 当社常務取締役  
2009年6月 当社取締役（現任）  
当社執行役員（現任）  
2018年12月 当社首都圏法人営業統括本部長（現任）  
2022年12月 当社法人担当（現任）

当事業年度の取締役会  
への出席状況

12回／12回

所有する当社株式数

1,838株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業業務を適切に遂行し、営業部門における豊富な知識と経験及び当社監査役としての経験に加え当社業務全般を熟知するとともに、取締役就任以来、当社営業業務における実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 **5** すい どう よし ひろ  
**出 納 美 宏** (1969年8月21日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

**【略歴、地位及び担当】**

1996年 4月 アーサーホーム(株)入社  
 2003年 4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社  
 (現 メットライフ生命保険(株))入社  
 2013年 4月 (株)RKコンサルティング入社  
 2014年 7月 (株)フィックス・ジャパン (現 (株)ライフフォースサポート) 入社  
 2020年 4月 (株)リスクマネジメント・ラボラトリー入社  
 2021年 3月 当社社外監査役  
 2021年 4月 (株)フィックス・ジャパン (現 (株)ライフフォースサポート) 入社  
 (現任)  
 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会  
 への出席状況  
 11回/12回

所有する当社株式数  
 0株

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

不動産業界、保険業界における実務経験並びに企業コンサルティングにより培われた豊富な知識と経験に加え、当社での社外監査役としての経験を通じて、当社経営の監督、助言等を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号 **6** そえ だ ち なつ  
**添 田 千 夏** (1982年6月18日生) **再任** **社外取締役** **独立役員**

**【略歴、地位及び担当】**

2003年 4月 日本生命保険相互会社入社  
 2006年 4月 ネイティブスピリッツ(有)入社  
 2008年 9月 EF International school of English入学  
 2010年 4月 添田司法書士事務所入所  
 2013年 3月 (株)SSG 取締役  
 2022年 3月 (株)SSG 取締役 (現任)  
 2022年 3月 当社社外取締役 (現任)

当事業年度の取締役会  
 への出席状況  
 12回/12回

所有する当社株式数  
 0株

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

生命保険業界での実務経験や南米市場を中心とする音楽業界でのマネジメント経験及び不動産会社の役員など、幅広い経験と国際感覚を備えており、その豊富な知識と経験に基づいた当社経営への監督、助言等を期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者  
番号

7

た お だ あ き ひ ろ  
峠 田 晃 宏

(1983年9月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

2011年12月 弁護士登録  
2012年1月 弁護士法人井上晴夫法律事務所入所  
2012年12月 同所退所  
2013年1月 たおだ法律事務所所長（現任）  
2019年4月 弁護士登録  
2020年4月 島根県建築審査会委員（現任）  
2021年11月 松江市法令遵守審査会委員（現任）  
2022年3月 島根県公害審査委員（現任）  
2022年4月 地方公務員災害補償基金島根県支部審査会委員（現任）  
2023年3月 当社社外取締役（現任）

**（重要な兼職の状況）**

たおだ法律事務所所長

当事業年度の取締役会

への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

0株

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しており、また豊富な職務経験を活かして、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待しているところ、当社取締役会、月例報告会、その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者  
番号

8

な か に し み さ と  
中 西 美 里

(1981年11月24日生)

再任

社外取締役

独立役員

**【略歴、地位及び担当】**

2004年4月 大同生命保険株式会社福岡税理士共済支社入社  
2010年3月 同社退社  
2010年4月 有限会社Blake入社  
2022年11月 同社取締役（現任）  
2023年3月 当社社外取締役（現任）

当事業年度の取締役会

への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

0株

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

長年にわたる小売業や美容関連事業及びインターネット通販事業の経営管理など豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待しているところ、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において積極的に発言を行い、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者  
番号

9

ふるや  
古谷 英司

(1961年9月14日生)

新任

社外取締役

独立役員

## 【略歴、地位及び担当】

1984年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行  
 2007年4月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株) (出向) DC事業部長  
 2009年4月 (株)三井住友銀行 職域取引事業部 グループ長  
 2010年4月 同行 確定拠出年金推進室長  
 2015年10月 同行 職域取引事業部 部長  
 2017年5月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株) (転籍) 常務執行役員(現任)

当事業年度の取締役会  
への出席状況

—

所有する当社株式数

0株

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

都市銀行における長年の豊富な経験と人事労務(社会保険労務士)、内部統制(公認内部監査人)等専門的な知識・経験に加え、企業経営全般を経験しております。これらに裏打ちされた広い見識により当社経営の監督、助言等を期待できることから、社外取締役候補者となりました。なお、新任の社外取締役候補者となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の出納美宏、添田千夏、峠田晃宏、中西美里、古谷英司の5氏は社外取締役候補者であります。なお、5氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

## 取締役の選定・指名手続等

当社は、取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定いたします。

## 社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法が定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準をもって当社の独立性判断基準としております。また、当社取締役会は、候補者となる者の実績・経験・知見等を踏まえ、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 楠 裕美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

か も まさ き  
加 茂 昌 輝

(1978年4月7日生)

新任

社外監査役

独立役員

### 【略歴、地位】

2005年4月 東洋紡(株)入社  
2008年4月 同社開発係長  
2013年4月 同社操業係長  
2017年2月 医療法人生樹会入職  
2019年4月 同法人常務理事（現任）

当事業年度の取締役会  
への出席状況

—

当事業年度の監査役会  
への出席状況

—

所有する当社株式数  
0株

### 社外監査役候補者とした理由

製造業での研究開発職から操業に至るまでの経験、並びに医療法人の財務管理、労務管理を経て、近隣病院の吸収合併など医療法人の拡大と強固な基盤づくりの経験を有しており、また人格的にも優れているためであります。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、新任の社外監査役候補者となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者の加茂昌輝氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 候補者の加茂昌輝氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 監査役を選定・指名手続等

当社は、監査役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議のうえ決定いたします。

### 第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される小野芳明氏、また同じく任期満了により監査役を退任される楠裕美氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、承認をお願いするものであります。

なお、その具体的金額、時期及び方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金については、取締役として業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
お 小	の 野	よし 芳	あき 明	2016年3月	当社社外取締役就任 現在に至る
くす 楠		ひろ 裕	み 美	2019年3月	当社社外監査役就任 現在に至る

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2024年1月12日の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役8名及び監査役2名に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給いたしたく、承認をお願いするものであります。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴	
お 尾	ざ 崎	あ つ 敦	し 史	2001年3月	当社取締役就任 現在に至る
お 尾	ざ 崎	ま さ 雅	ひ ろ 広	2013年3月	当社取締役就任 現在に至る
す ぎ 杉	た 田	と し 壽	ひ ろ 宏	2005年3月	当社取締役就任 現在に至る
く 工	ど う 藤	て つ 哲	ろ う 郎	2008年3月	当社取締役就任 現在に至る
す い 出	ど う 納	よ し 美	ひ ろ 宏	2022年3月	当社社外取締役就任 現在に至る
そ え 添	だ 田	ち 千	な つ 夏	2022年3月	当社社外取締役就任 現在に至る
た お 峠	だ 田	あ き 晃	ひ ろ 宏	2023年3月	当社社外取締役就任 現在に至る
な か 中	に し 西	み 美	さ と 里	2023年3月	当社社外取締役就任 現在に至る
あ か 赤	か べ 壁	せい 誠	じ 司	2023年3月	当社常勤監査役就任 現在に至る
に し 西	む ら 村	ひ ろ 博	し 史	2023年3月	当社社外監査役就任 現在に至る

なお、退任取締役に対する退職慰労金については、取締役として業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

以 上



## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和に伴い、個人消費の持ち直しや、企業収益が改善するなか、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復してまいりました。

海外経済では、景気の持ち直しが続いています。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や紛争の長期化、拡大の懸念が高まるなど、海外景気の下振れが、わが国の景気を下押しするリスクとなっています。

当社の主要取引業種の外食産業においては、インバウンド等の効果により全体として外食需要は回復の動きがみられました。一方で、原材料価格の高騰、人件費の上昇により依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社の主力商材である業務用冷蔵庫の販売も回復してきました。また、コロナ禍において衛生面の管理支援機器、非接触対応の業冷库やHACCP(ハサップ)対応のIoT搭載機器など、新たな需要の取り込みを行ってきたことで、より幅広く店舗運営サポートを強化してまいりました。さらに、2023年10月には組立式ビッグイン冷蔵・冷凍ショーケースでグッドデザイン賞を受賞し、製品力の高さをPRすることで販売拡大に繋げてまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高459億6千9百万円（前期比4.6%増）、営業利益81億3千7百万円（前期比16.5%増）、経常利益79億8千9百万円（前期比16.3%増）、当期純利益55億3千7百万円（前期比24.5%増）となりました。

品目別の状況は次のとおりであります。

製品の売上高は、前期比9.3%増の248億1千6百万円であり、総売上高に対する構成比は54.0%となっております。

なお、主な製品は、厨房用縦型冷凍冷蔵庫、店舗用縦型ショーケース、厨房用横型冷凍冷蔵庫、製氷機であります。


商品の売上高は、前期比3.3%減の113億1千8百万円であり、総売上高に対する構成比は24.6%となっております。

なお、主な商品は、店舗設備機器、厨房設備機器、店舗設備工事であります。

また、点検・修理その他の売上高は、前期比3.1%増の98億3千4百万円であり、総売上高に対する構成比は21.4%となっております。

売上高

459億69百万円

前期比 4.6% 

経常利益

79億89百万円

前期比 16.3% 


営業利益

81億37百万円

前期比 16.5% 

当期純利益

55億37百万円

前期比 24.5% 

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

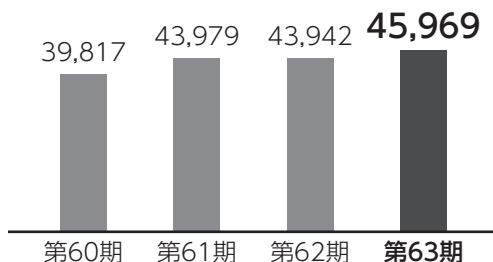
## (4) 対処すべき課題

今後の当社活動につきましては、外食産業における「省力化・省人化」「食品ロス対策」「物流コスト高」等の店舗の負担軽減ニーズに応える総合サポート力を高め、市場の変化に応じた店づくりを支えてまいります。

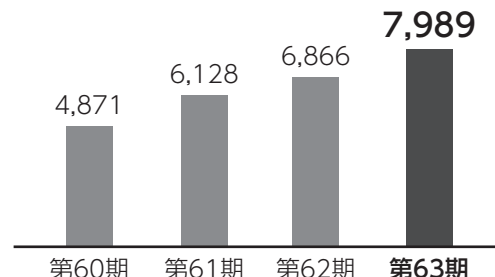
株主の皆様におかれましては、引き続き、変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

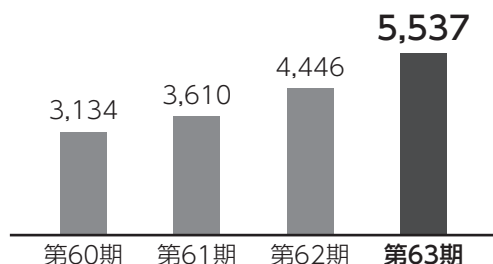
■ 売上高 (百万円)



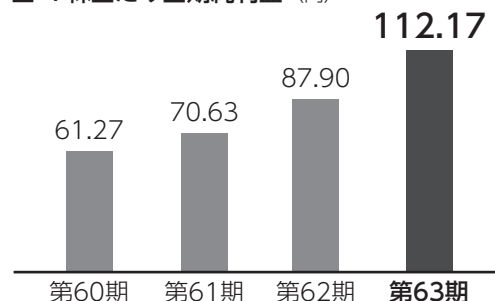
■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



区分	第60期 (2020年12月期)	第61期 (2021年12月期)	第62期 (2022年12月期)	第63期 (当期) (2023年12月期)
売上高 (百万円)	39,817	43,979	43,942	45,969
経常利益 (百万円)	4,871	6,128	6,866	7,989
当期純利益 (百万円)	3,134	3,610	4,446	5,537
1株当たり当期純利益 (円)	61.27	70.63	87.90	112.17
総資産 (百万円)	80,376	82,719	86,071	92,203
純資産 (百万円)	67,845	69,789	60,196	64,278
1株当たり純資産 (円)	1,326.42	1,367.13	1,219.43	1,302.13

---

**(6) 重要な親会社及び子会社の状況** (2023年12月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容** (2023年12月31日現在)

当社は、業務用冷凍・冷蔵庫、ショーケース、製氷機の製造販売事業、店舗厨房用冷熱機器等の商品仕入・販売事業及びこれらの点検・修理事業を行っております。

**(8) 主要な営業所及び工場** (2023年12月31日現在)

大 阪 本 社 大阪市天王寺区小橋町3番13号 大和冷機上本町DRKビル

東 京 本 社 東京都台東区台東2丁目4番3号 大和冷機秋葉原DRKビル

佐 伯 工 場 大分県佐伯市大字長良3325番地6

福 岡 工 場 福岡県太宰府市大字北谷字岸田206番地6

関東大根工場 埼玉県加須市豊野台1丁目345番地5

**(9) 従業員の状況** (2023年12月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減
2,391名	7名減

(注) 上記の従業員数には、嘱託、パート (134名) を含めておりません。

## 2 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,717,215株（自己株式2,353,107株を含む）
- (3) 株 主 数 2,680名
- (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社日本冷機	6,913	14.00
有限会社ディ・アール・ケイ	6,386	12.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,331	8.77
尾崎 敦史	3,763	7.62
尾崎 理恵	2,572	5.21
尾崎 雅広	2,300	4.65
光通信株式会社	1,663	3.36
野村信託銀行株式会社	1,439	2.91
INVERISIS / IICS JAPAN	1,340	2.71
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS	1,160	2.34

(注) 持株比率は当事業年度末日の自己株式数（2,353,107株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾 崎 敦 史	社長執行役員
取締役副社長	尾 崎 雅 広	副社長執行役員
専務取締役	杉 田 壽 宏	専務執行役員
取 締 役	工 藤 哲 郎	執行役員、法人担当兼首都圏法人営業統括本部長
取 締 役	小 野 芳 明	
取 締 役	出 納 美 宏	
取 締 役	添 田 千 夏	
取 締 役	峠 田 晃 宏	たおだ法律事務所所長
取 締 役	中 西 美 里	
常勤監査役	赤 壁 誠 司	
監 査 役	楠 裕 美	K.S.グローバル法律事務所代表
監 査 役	西 村 博 史	西村博史会計事務所所長

- (注) 1. 取締役 齋藤純夫氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役 平出和茂氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 監査役 大津加一治氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 監査役 日下敏彦氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 取締役 峠田晃宏氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 取締役 中西美里氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
7. 監査役 赤壁誠司氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
8. 監査役 西村博史氏は、2023年3月30日開催の第62期定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
9. 取締役小野芳明、出納美宏、添田千夏、峠田晃宏、中西美里の5氏は、社外取締役であります。なお、当社は、この5氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
10. 監査役楠裕美、西村博史の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
11. 監査役赤壁誠司氏は、長年にわたる監査業務の経験を有しており、取締役の職務執行を適切に監査する相当程度の知見を有するものであります。
12. 監査役楠裕美氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
13. 監査役西村博史氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

14.当社は執行役員制度を導入しております。2023年12月31日現在の執行役員（取締役兼務執行役員4名を除く）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	小原 真一	管理担当
執行役員	足達 俊介	直販西日本担当本部長
執行役員	長谷川 敬一	直販東日本担当本部長
執行役員	原田 達志	業務本部長
執行役員	亀井 誠二	工場本部長

## （2）役員を選解任の方針及び手続

当社は、経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名を行うにあたり、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、取締役会において審議のうえ決定します。監査役候補者においても、役割に応じた専門知識・能力・経験・見識・人柄等について検討し、監査役会の同意を得て取締役会において審議して決定します。

解任につきましては、当社の取締役あるいは監査役としての選任基準に定める資質が認められない場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務執行における不正又は重大な法令・規則違反等があった場合には、解任すべき理由を明らかにしたうえで、取締役会にて協議を行い、解任すべき正当な理由があると取締役会が判断したときは、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

## （3）取締役及び監査役の兼任に関する考え方

当社の取締役及び常勤監査役は、他の上場会社等の役員を兼務しておりません。社外監査役2名は弁護士・税理士として活動しておりますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

なお、当社は株主総会参考書類、有価証券報告書において役員の兼任状況を毎年開示しております。

## （4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

なお、被保険者は当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）及び執

行役員で、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月25日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役報酬は、競争力を有するメーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することと業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することを基本方針として、固定報酬としての月額報酬及び役員賞与、並びに取締役退任時に支給する退職慰労金で構成しております。

取締役の固定報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内とし、固定報酬のうち月額報酬は、職責、経験、能力、実績等を考慮して毎月支払うものとし、固定報酬のうち役員賞与は、実績、その他定性要因を考慮して、一定の時期に支払うものとしております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額500,000千円以内（当該総会後取締役11名）と決議されております。

当社の監査役の報酬限度額は2004年3月30日開催の第43期定時株主総会において、年額30,000千円以内（当該総会後監査役4名）と決議されております。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長尾崎敦史が委任を受けるものとし、各取締役の月額報酬及び役員賞与の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が取締役会の決議及び決定方針との整合性を慎重に検討し、決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ④当事業年度に係る報酬等の総額

取締役	11名	238,040千円（うち社外6名	31,412千円)
監査役	5名	13,005千円（うち社外3名	6,620千円)

- (注) 1. 上記の報酬等には、役員賞与引当金相当額（取締役29,000千円、監査役1,450千円）を含んでおります。  
2. 上記の報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額（取締役21,137千円、監査役640千円）を含んでおります。



## (6) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

取締役峠田晃宏氏が兼職しているたおだ法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役楠裕美氏が兼職しているK.S.グローバル法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役西村博史氏が兼職している西村博史会計事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

取締役小野芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役出納美宏氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役添田千夏氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役峠田晃宏氏は、2023年3月30日の就任後に開催された当事業年度の取締役会11回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役中西美里氏は、2023年3月30日の就任後に開催された当事業年度の取締役会11回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役楠裕美氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役西村博史氏は、2023年3月30日の就任後に開催された当事業年度の取締役会11回及び監査役会10回のすべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小野芳明氏は、銀行業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役出納美宏氏は、企業コンサルティングにより培われた豊富な知識に加えて、当社での社外監査役の経験に基づき当社業務全般についての知識を有しており、当該視点から監督

機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役添田千夏氏は、生命保険業界や音楽業界などのマネジメント経験及び会社役員の経験による豊富な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役峠田晃宏氏は、法律に関する非常に高度な知識、並びに弁護士としての幅広い実務経験を有しており、また豊富な職務経験を活かして、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役中西美里氏は、長年にわたる小売業や美容関連事業及びインターネット通販事業の経営管理など豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をいただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、月例報告会その他重要会議において当該視点から積極的に発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,500千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 基本的なコーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々なステークホルダー（利害関係者）との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方であると理解しております。また、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような環境を整えることが、継続的な企業価値の向上にとって極めて重要な事項であるとの認識の下、企業を取り巻く経営環境の変化や事業内容、経営規模等を勘案しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

### (2) コーポレート・ガバナンスの体制と運営

#### ① 監督と執行の分離の方針及び委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規則において取締役会で付議すべき事項を定め、法令及び定款に定められた事項のほか、M&A、組織再編、多額の資産の取得・処分など当社にかかる重要事項を決定しております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行体制として、経営陣で構成される月例報告会を設け、様々な課題を審議しております。さらに、経営陣については職務権限規程を設け業務執行権限を明確にし、機動的な業務遂行が可能な体制を構築しております。

#### ② 取締役会の多様性

当社は、当社取締役会が的確かつ迅速な意思決定及び業務執行に対する適切な監督を行うためには、豊富な実績・経験・知見を有する適切な数のメンバーで、活発かつ効率的な審議を行うことが必要であると考えており、このような観点から、当社取締役会は、当社

---

業務に精通した社内取締役とビジネスに関する豊富な経験や専門知識等を有する社外取締役とをそれぞれ一定数置く構成としております。社内取締役に関しては、会社経営上の意思決定に必要な幅広い知識と経験を備え、担当業務を遂行しうる実績と経験を有する者を選任することとしております。他方、社外取締役に関しては、幅広い専門知識や豊富な経験等を活かし、経営についての確かな意見及び助言を述べ、監督機能の強化に寄与することのできる者を選任することとしております。国際性の面につきましては、当社の事業範囲の大部分が国内でありますので、現段階では該当する取締役は選任しておりませんが、今後、海外における事業が拡充した場合は、必要に応じて検討してまいります。ジェンダーの面につきましては、当社の取締役会の適正規模を踏まえて、検討してまいります。

### ③取締役会及び監査役会の構成

当社取締役会は、会社業務等に精通し機動性のある業務執行取締役と、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されております。

当社の監査役会は、当社の管理部門で長く経験を重ねた常勤監査役と弁護士、税理士として活動している社外監査役2名で構成しており、その高度な専門知識及び幅広い見識により、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

### ④独立社外取締役の役割

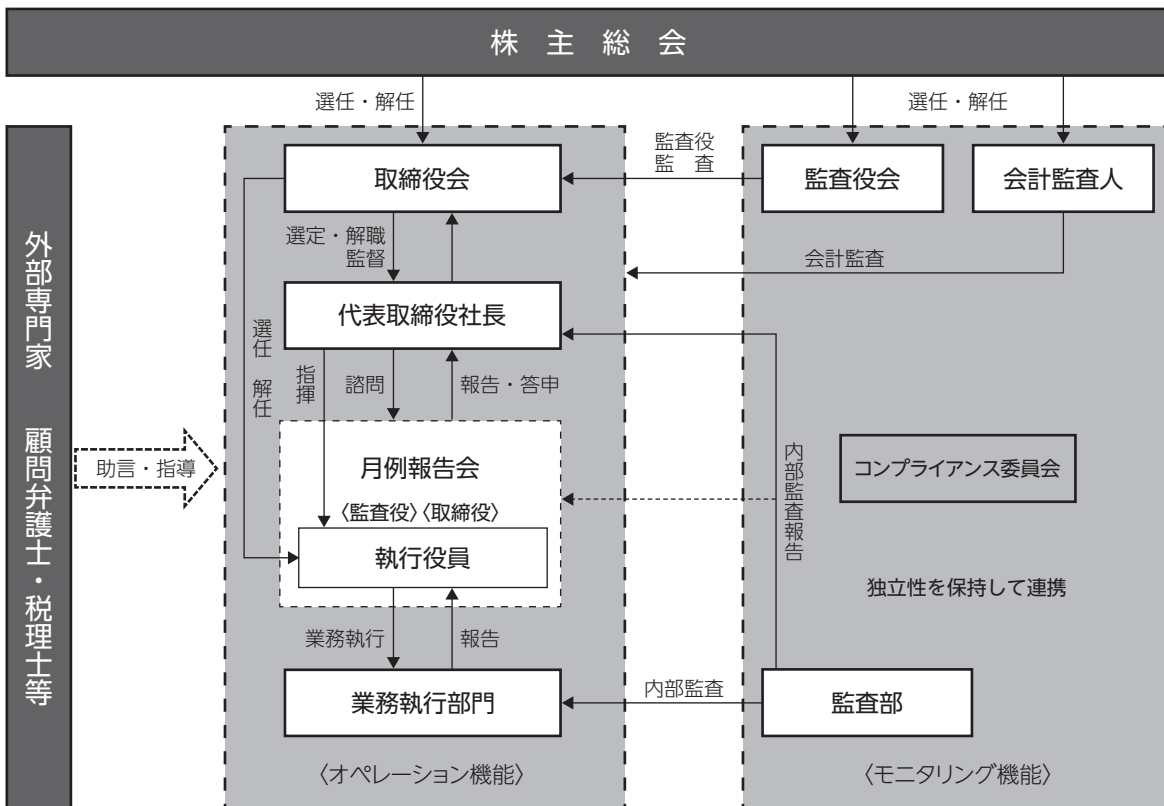
当社の独立社外取締役5名は、いずれもコンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した会社役員等の経験者であり、その豊富な知識と経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との取引の監督などの役割を担っております。

### ⑤取締役会の議長及び運営

当社の取締役会議長は社長が務めることとしております。当社では、取締役会は、原則月に一度、定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとしております。各取締役及び監査役が出席しやすくするために、事業年度の開始前に年間スケジュールや予想される審議事項を通知しており、取締役会の資料は適宜必要に応じて事前に準備しております。また、取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間を確保することとしております。

⑥機関設計

当社は「監査役会設置会社」を選択しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



(3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営上の重要事項を決定し、又は業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。
- ・各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議等に基づき適正に職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを相互監視する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁書類、その他の取締役の業務執行に係る情報については取締役会規則、文書管理規程、その他の社内規程に従い、適正に保存・管理する。
- ・重要な会社情報については、法令、証券取引所規則及び内部者取引管理規則に従い、適時かつ適切に開示する。

### ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクのうち次に掲げるものを管理を要する重大なリスクと認識し、その把握と管理についての体制を整える。
  - i. 重要な取引先が倒産したとき、又は倒産の恐れが生じたとき
  - ii. 会社の過失等に起因して取引先及びユーザーに多大な損害を与えたとき
  - iii. 火災、地震、風水害等により多大の損害を受けたとき
  - iv. 不慮の事件・事故により相当数の社員の生命又は健康が危機にさらされたとき
  - v. その他経営又は業績に多大な影響を与える事象が発生したとき
- ・リスクのモニタリングは月例報告会にて行う。
- ・リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、前記リスクが発生した場合は、リスク管理規程に従い、迅速に対応を行う。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要な業務執行については月例報告会の審議を経て、取締役会に付議するとともに、定められた一定の業務執行については、月例報告会の審議を経て執行する。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等により、各職位の権限と責任を明確にする。

### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範及びコンプライアンス基本規程を定め、役員・社員が共有し、すべての業務運営の基準とする。
- ・コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システム・コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。また、法令遵守を目的として継続的に、研修会の実施、マニュアルの作成・配布等、啓蒙活動を行う。
- ・各部門・部署の責任者は、業務が社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努める。
- ・内部監査部門は、業務監査により業務上の法令違反等の重大な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する社内の相談及び通報体制につき、既存の制度を一層拡充・充実させ、不正行為等の是正及び未然防止を図る。

**⑥当社の業務の適正を確保するための体制**

・当社は、経営理念、行動規範及びコンプライアンス基本規程を共有する。

**⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

・当該監査役補助者に対する指揮命令及び評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保する。

・当該監査役補助者の任命、解任、異動、賃金の改定に関しては、監査役の同意を得たうえで取締役が決定するものとする。

**⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役及び監査役会に報告する。

・取締役は、取締役会、月例報告会等の重要な会議において、内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報の共有を行う。

・取締役及び使用人は、監査役監査において、業務執行の状況等の報告を行う。

・内部監査部門は、監査役との定例打合せ会を開くなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見の交換を行う。

**⑨監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

・役職員が監査役に報告をする機会と体制の確保にあたり、報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。

**⑩監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

・取締役は、監査役職務執行について生ずる費用を法令に従って前払い又は償還する。

**⑪監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

・取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針・監査計画に従い適切に職務が行えるよう体制の整備に留意する。

・経営トップは、監査役と定期的に懇談会を開催する等、監査役との情報や意見の交換に努める。

・監査役は、会計監査人から会計監査内容についての説明を受けるとともに、情報や意見の交換を行い、連携を図る。

---

#### (4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会のほか、原則毎月1回、月例報告会を開催し、経営方針の決定、財務報告、業績評価、予算実績の分析や評価について審議いたしました。
- ・コンプライアンスに関しては、事例に基づく検討や説明をする社内研修を定期的を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ・監査役は取締役会その他の重要会議に出席するとともに、定期的に代表取締役社長との懇談会で情報交換をし、監査の実効性の向上に努めました。

#### (5) 資本政策の基本的な考え方

当社は、機動的な財務施策の実施を可能にする強固な財務基盤の構築こそが持続的な企業成長力の源泉となり、更なる企業体質の強化に繋がり、ひいては継続的かつ安定的な株主配当の維持等により株主価値の向上に資するものと考えております。また、資本政策全般に関する基本方針については、今後必要に応じて検討してまいります。

#### (6) 政策保有株式の保有方針及び議決権行使の基準

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、営業の推進、当該保有株式の市場価格等の状況を踏まえて、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、他社の上場株式を保有することを基本方針としております。

政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から定期的に検証を行い、継続保有の合理性を検討し、保有する目的・経済合理性の観点から、継続保有する意義が十分でないとは判断される銘柄の売却を進め、縮減に努めてまいります。

当社は、毎年、取締役会において、保有する全銘柄について、保有目的、保有の必要性、経済合理性などを精査・検証することとしており、取締役会で精査・検証したところ、現在保有している11銘柄については保有を継続することといたしました。政策保有株式に係る議決権の行使は、以下の基準に沿って対応を行います。

- ① 議案が当社の企業価値向上に資するか否かを判断いたします。
- ② 議案が当社の保有目的に合致するか否かを判断いたします。
- ③ 反社会的行為や重大な法令違反が見られた取締役等の選任議案には反対いたします。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、財務状況、キャッシュフローなどを勘案のうえ、剰余金の処分により中間配当と期末配当の年2回配当することを基本方針としております。

上記の方針を前提とし、当事業年度の業績を勘案した結果、業績が当初予想を上回る見込みであることから、当期の期末配当につきましては、1株につき15円とさせていただきます。

これにより中間配当金（1株につき15円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>68,536,287</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,507,589</b>
現金及び預金	60,066,688	支払手形	3,204,027
受取手形	1,135,903	買掛金	2,893,127
売掛金	2,769,410	未払金	1,374,660
商品及び製品	2,545,567	未払法人税等	1,340,598
仕掛品	405,243	未払費用	29,272
原材料及び貯蔵品	983,330	預り金	540,636
点検修理用部品	206,212	契約負債	17,077,448
その他の流動資産	424,732	賞与引当金	192,422
貸倒引当金	△802	役員賞与引当金	30,450
<b>固定資産</b>	<b>23,667,264</b>	製品保証引当金	199,926
<b>有形固定資産</b>	<b>11,193,691</b>	その他の流動負債	625,019
建物	3,151,018	<b>固定負債</b>	<b>417,326</b>
構築物	94,554	退職給付引当金	4,833
機械装置	904,785	役員退職慰労引当金	404,431
車輛運搬具	3,400	その他の固定負債	8,062
工具器具備品	414,323		
土地	5,982,007	<b>負債合計</b>	<b>27,924,916</b>
建設仮勘定	643,600	<b>【純資産の部】</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>160,941</b>	<b>株主資本</b>	<b>64,175,454</b>
ソフトウェア	152,214	<b>資本金</b>	<b>9,907,039</b>
電話加入権	8,726	<b>資本剰余金</b>	<b>9,867,880</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,312,632</b>	資本準備金	9,867,880
投資有価証券	483,143	<b>利益剰余金</b>	<b>46,838,464</b>
破産更生債権等	58,911	利益準備金	578,170
繰延税金資産	2,494,301	<b>その他利益剰余金</b>	<b>46,260,293</b>
敷金及び保証金	265,580	別途積立金	14,170,382
長期預金	9,000,000	繰越利益剰余金	32,089,911
その他の投資	72,003	<b>自己株式</b>	<b>△2,437,929</b>
貸倒引当金	△61,308	<b>評価・換算差額等</b>	<b>103,181</b>
		その他有価証券評価差額金	103,181
<b>資産合計</b>	<b>92,203,552</b>	<b>純資産合計</b>	<b>64,278,636</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>92,203,552</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		45,969,244
売上原価		19,835,139
売上総利益		26,134,105
販売費及び一般管理費		17,996,470
営業利益		8,137,635
営業外収益		
受取利息及び配当金	29,289	
受取補償金	42,649	
スクラップ売却益	26,226	
不動産賃貸料	18,018	
その他の営業外収益	32,056	148,240
営業外費用		
支払補償費	32,636	
スクラップ処分費	244,084	
その他の営業外費用	19,652	296,372
経常利益		7,989,503
特別損失		
固定資産除却損	84	84
税引前当期純利益		7,989,419
法人税、住民税及び事業税	1,430,103	
法人税等調整額	1,022,278	2,452,381
当期純利益		5,537,038

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	28,033,807	42,782,360
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,480,934	△1,480,934
当期純利益	-	-	-	-	-	5,537,038	5,537,038
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	4,056,103	4,056,103
当期末残高	9,907,039	9,867,880	9,867,880	578,170	14,170,382	32,089,911	46,838,464

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,437,233	60,120,046	76,691	76,691	60,196,738
当期変動額					
剰余金の配当	-	△1,480,934	-	-	△1,480,934
当期純利益	-	5,537,038	-	-	5,537,038
自己株式の取得	△696	△696	-	-	△696
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	26,489	26,489	26,489
当期変動額合計	△696	4,055,407	26,489	26,489	4,081,897
当期末残高	△2,437,929	64,175,454	103,181	103,181	64,278,636

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

---

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等…総平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年、機械装置 7～17年、工具器具備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

#### 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売においては、主に厨房用縦型冷凍冷蔵庫や店舗用縦型ショーケース、店舗設備機器等の製造及び販売並びに据付・設置工事を行っております。これらの製品及び商品の販売については、以下の時点で顧客が約束した財の支配を獲得し、当社が履行義務を充足するため収益を認識しております。

- ・据付・設置工事を伴う場合は、工事が完成し顧客との間で引渡完了を確認した時点
- ・据付・設置工事を伴わない場合は、顧客に製品及び商品を受渡した時点
- 点検・修理等

点検サービスにおいては、主に業務用冷凍冷蔵庫を中心にメンテナンス・サービスを行っております。メンテナンス・サービスは一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

修理などの役務作業においては、主に業務用冷凍冷蔵庫の修理を行っております。顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

### (会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類に与える影響はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 17,712,763千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1 当事業年度末日における発行済株式の総数

普通株式 51,717,215株

#### 2 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 2,353,107株

#### 3 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	利益剰余金	740,469	15.00	2022年12月31日	2023年3月31日
2023年8月9日 取締役会	利益剰余金	740,464	15.00	2023年6月30日	2023年9月4日

#### 4 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月14日 取締役会	利益剰余金	740,461	15.00	2023年12月31日	2024年3月29日

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### (1) 繰延税金資産

未払事業税	92,358千円
製品保証引当金	61,177千円
棚卸資産評価損	53,541千円
賞与引当金	58,881千円
投資有価証券評価損	8,881千円
役員退職慰労引当金	123,755千円
退職給付引当金	1,479千円
電話加入権評価損	21,815千円
減価償却超過額	40,017千円
過年度分点検売上	2,211,730千円
貸倒引当金	17,861千円
その他	36,347千円
小計	<u>2,727,847千円</u>
評価性引当額	<u>△188,050千円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,539,796千円</u>

##### (2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	45,495千円
繰延税金負債合計	<u>45,495千円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>2,494,301千円</u>

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目		当事業年度	
		金額 (千円)	構成比 (%)
製品	厨房用縦型冷凍冷蔵庫	10,489,050	22.8
	店舗用縦型ショーケース	5,309,636	11.6
	厨房用横型冷凍冷蔵庫	3,101,165	6.7
	製氷機	2,707,460	5.9
	その他	3,209,278	7.0
	小計	24,816,591	54.0
商品	店舗設備機器	6,126,902	13.3
	厨房設備機器	4,864,013	10.6
	店舗設備工事	327,576	0.7
	小計	11,318,492	24.6
点検・修理等		9,834,160	21.4
合計		45,969,244	100.0

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報



## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,402,267
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,905,314
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	17,008,688
契約負債（期末残高）	17,077,448

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する履行義務に係る対価を顧客から受け取った前受収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,456,429千円であります。

当事業年度において、契約負債が68,759千円増加しました。増減の主な要因は、新たなメンテナンス・サービスに係る顧客からの受領額7,373,597千円と、当事業年度において収益の認識に伴い取り崩された7,350,155千円との差額による23,442千円と、製品及び商品に係る顧客からの前受金の増加額45,316千円によるものであります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、主に一定期間にわたり収益を認識するメンテナンス・サービスについて、契約内容に基づき顧客から受けた前受収益に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	5,845,876
1年超2年以内	3,502,784
2年超3年以内	2,846,699
3年超4年以内	2,177,376
4年超5年以内	1,509,533
5年超6年以内	906,196
6年超7年以内	288,981
合計	17,077,448

## (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・短期の定期預金・長期預金などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規程に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	483,143	483,143	—
(2) 長期預金	9,000,000	8,394,880	△605,119
資産計	9,483,143	8,878,024	△605,119

注1.現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

注2.金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期預金	—	—	7,500,000	1,500,000

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 1.時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
①投資有価証券 その他有価証券	483,143	－	－	483,143

2.時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
②長期預金	－	8,394,880	－	8,394,880

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期預金

これらの時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引いた現在価値であり、取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

<b>1</b>	1株当たり純資産額	1,302円13銭
<b>2</b>	1株当たり当期純利益	112円17銭

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

大和冷機工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村上 育史

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和冷機工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

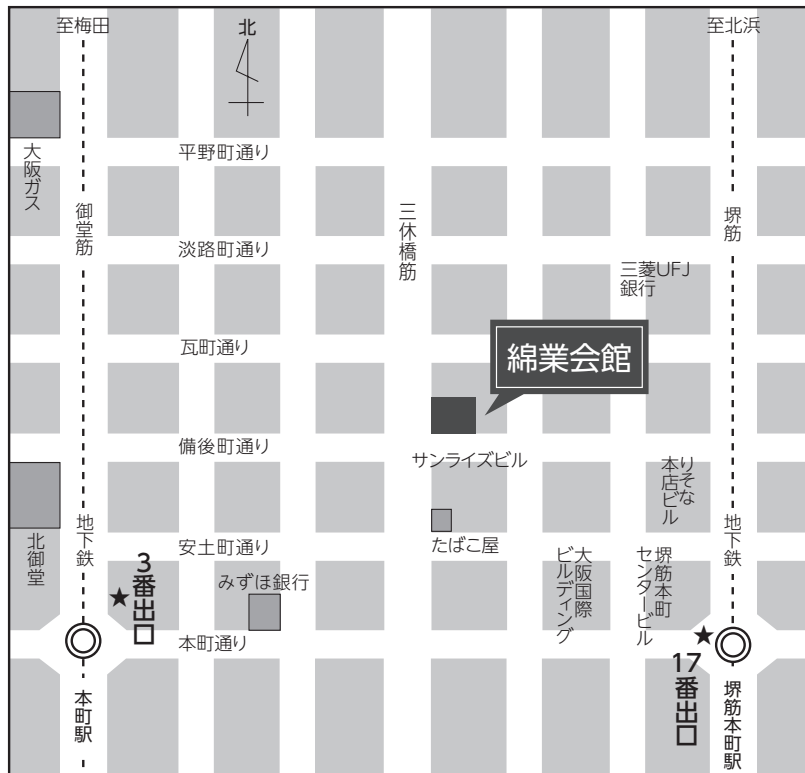
大和冷機工業株式会社 監査役会  
 常 勤 監 査 役 赤 壁 誠 司 ㊟  
 社 外 監 査 役 楠 裕 美 ㊟  
 社 外 監 査 役 西 村 博 史 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場

大阪府中央区備後町2丁目5番8号  
綿業会館新館7階大会場



## 交通



地下鉄 本町駅3番出口より徒歩約5分

地下鉄 堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

- 駐車場の設備はございませんので、あしからずご了承ください。